

令和7年度八尾市介護保険事業者運営指導等業務 募集要領(公募型プロポーザル)

本実施要領は、八尾市(以下「本市」という。)が令和7年度八尾市介護保険事業者運営指導等業務を民間事業者等に委託するにあたり、民間事業者が有するアイデアやノウハウ等を活用するため、提案採用候補者等を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

1. 実施目的

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2の規定に基づき、八尾市が実施している介護保険事業者等に対する運営指導の一部を指定市町村事務受託法人(※)に委託することにより、適切な頻度で運営指導を実施します。また、介護保険事業所等の従業員、利用者及びその家族からの介護保険事業所等に係る通報等を集約して受付を行う電話問合せ受付窓口を設置します。これらの業務を実施することにより、年々増加する介護保険事業所数に対応し、介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

※ 介護保険法第24条の2で定められ、都道府県知事が指定する法人

2. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度八尾市介護保険事業者運営指導等業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度八尾市介護保険事業者運営指導等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとお

り

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

※ 業務の目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後は、公募によらず当該事業者と委託契約することができる場合があるものとする。翌年度の更新の可否については、委託期間中に提出される報告等をもとに決定する。ただし、翌年度の予算の成立内容により変更となる場合がある。

3. 応募資格

下記の(1)～(9)の要件を満たす団体とします。

- (1) 介護保険法第24条の2第1項に基づき、市町村から委託を受けて保険者の事務(居宅サービスを担当する者等に対する保険給付に関する照会事務)の一部を実施する指定事務受託法人として、大阪府から指定を現に受けていること。又は本業務の契約締結日までに指定を受ける見込みであること(この場合は大阪府へ既に提出した申請書の写しを令和7年10月24日(金)までに提出すること)。
- (2) 株式会社、一般又は公益財団法人、一般又は公益社団法人等、法人格を有する団体であること。
- (3) 令和7年9月末時点の直近3年間に、運営指導業務(介護保険サービス、障害福祉サービスを問わない)を受託しており、契約に基づく内容を履行出来ていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく申立てがなされていないこと。

- (6) 八尾市財務規則(昭和39年規則第33号)第98条の入札参加資格を備えていること。ただし、令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿に登録されていない事業者にあつては、参加申込時に業務提案参加申込書(第1号様式)の添付資料として「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」「印鑑証明書」「代表者委任状(自由様式)」「使用印鑑届(自由様式)」「誓約書(第5号様式)」を提出すること。
- (7) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (9) 別添「仕様書」に基づいた業務を確実に遂行できること。

4. 募集する提案

提案者が、適切な頻度で運営指導を実施し、通報等電話問合せ受付窓口を設置することで、コストや実施方法から本市が実施するよりも「1.実施目的」の達成に効果が得られ、提案者が業務の主体となることを前提とした提案を募集します。

※仕様書の「業務内容」に加えて、下記の課題解決に資する内容や、それ以外にも当該委託業務の目的に基づいた提案を期待しています。

【当該業務において解決したい課題】

- 国の指針によると、介護保険事業所等の指定の有効期間内に少なくとも1回以上、当該事業所等に対する運営指導を実施することとされており、年々増加する事業所数に対応し、運営指導を適切な頻度で計画的に実施するとともに、介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を目的とした運営指導の質の向上が求められています。
- 介護保険事業所等の従業員、利用者及びその家族からの通報等電話問合せを集約して受付し、円滑に運用する体制を整備する必要があります。
- 運営指導業務については、より効率的・効果的に業務を遂行するための体制の構築が求められています。

5. 提案上限額

設定金額(提案上限金額)

当該業務は契約締結時からの令和8年3月までの単年度契約とします。

	提案上限額 (契約締結時 ～ 令和8年3月)
介護保険事業者 運営指導等業務	金 11,159,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

※当該委託業務は消費税法第6条の別表に掲げる内容に該当しないため消費税法上の課税取引とします。

※契約金額は企画提案時の見積金額によることとします。

6. スケジュールの概要

項 目	日 程
募集要領の公示	令和7年 10 月 1 日(水) 予定
参加申込書等提出期限	令和7年 10 月 14 日(火) 予定
質問票提出期限	令和7年 10 月 14 日(火) 予定
資格審査	令和7年 10 月 15 日(水)～令和7年 10 月 16 日(木) 予定
資格審査結果通知	令和7年 10 月 17 日(金) 予定
質問回答期限	令和7年 10 月 17 日(金) 予定
業務提案書等提出期限	令和7年 10 月 24 日(金) 予定
選定委員会(プレゼンテーション)	令和7年 10 月 31 日(金) 予定
選定結果通知、契約締結	令和7年 11 月上旬 予定
契約期間	契約締結日から令和8年3月 31 日まで

7. 提案の方法

(1) 参加申込書及び業務等に対する質問について

① 参加申込書の提出について

当提案募集に参加する場合は、第1号様式「参加申込書」、第1号様式別紙1「提案者団体調書」及び添付書類を期日までに福祉指導監査課へ持参又は郵送により提出してください。

なお、提出される場合は予め、電話にて連絡をお願いいたします。

参加申込資格に足りるかを審査し、審査結果通知を 10 月 17 日(金) 午後に電子メールでお知らせします。

【参加申込書の締切り】

令和7年10月14日(火)午後5時(必着)

② 業務に対する質問について

質問事項がある場合は、第2号様式「質問票」を期日までに福祉指導監査課へ電子メールにより提出してください。電話による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、令和7年 10 月 17 日(金)に福祉指導監査課ホームページにて質問内容と併せて公開します。

【質問票の締切り】

令和7年10月14日(火)午後5時(必着)

(2) 業務提案書、提案概要書、業務実績書及び見積書の提出について

業務提案にあたっては、対象業務の仕様書を参考として、第3号様式「業務提案書」及び「提案概要書」、第4号様式「業務実績調書」、第4号様式別紙1、第4号様式別紙2及び「見積書」を期日までに福祉指導監査課へ持参又は郵送により提出してください。

なお、提案概要書は、事業者の決定後、本市の情報公開室へ配架します。

【業務提案書・提案概要書・業務実績調書・第4号様式別紙1・第4号様式別紙2・見積書の締切り】

令和7年10月24日(金)正午(必着)

【留意事項】

- ① 業務提案書については、指定の様式(第3号様式)を表紙に使用し作成してください。提案内容1から5については、A4・縦使用、表紙を除くページ総数 20 ページ以内であれば、様式は自由とします。
- ② 提案概要書については、A4・縦使用であれば、様式は自由とします。
- ③ 提案内容には、審査の公平性を期すため法人等が特定される記述(会社のロゴ、キャッチフレーズ、関連会社名、八尾市での受託実績等)は全て記入しないでください。
- ④ 業務実績調書については、指定の様式(第4号様式、第4号様式別紙1、第4号様式別紙2)を使用し作成してください。
- ⑤ 指定様式のファイル(Word)については、市ホームページからダウンロードしてください。
- ⑥ 見積書の様式は自由としますが、代表者印(使用印鑑届を提出している場合は使用印)を必ず押印してください。
- ⑦ 業務提案書等の提出にあたっては、業務提案書、提案概要書、業務実績調書、第4号様式別紙1、第4号様式別紙2及び見積書の原本(社名及び使用印の押印があるもの)を各1部、副本は10部を作成し、ご提出ください。
- ⑧ 見積書については、内訳明細を必ず添付すること。内訳明細においては、初期の人材育成に係る研修経費の記載は必ず分けて記載すること。
- ⑨ 「3. 応募資格(1)」の指定について、本業務の契約締結日までに受ける見込みである者は、大阪府へ既に提出した申請書の写しを令和7年10月24日(金)までに提出してください。

8. 提出された提案の取扱い

提出された業務提案は次のとおり取り扱いますので、あらかじめご留意ください。

- (1) 提出された業務提案書等については、八尾市情報公開条例(平成7年八尾市条例第9号)の対象となります。
- (2) 提案の記載内容等について、こちらよりお伺いする場合があります。
- (3) 当業務に関する提案募集は、提案者が提出した提案に基づき、提案者自らが業務を実施することを前提とします。

9. 審査方法

(1) 審査方針

事業者選定の審査は、「令和7年度八尾市介護保険事業者運営指導等業務に係る公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行います。

審査にあたっては、審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、受託候補者及び次点提案者を決定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 選定委員会における審査

選定委員会において、「業務内容」と「業務体制」のほか、提案内容に提案者独自の工夫やアイデアが盛り込まれ、かつ、業務目的が十分達成できる提案であるかなどを点数化して評価し、点数による評価と選定委員会における議論の結果に基づき総合的に判断し、最も優れた提案者を受託候補者として選定します。

全ての提案者に対して以下の日程で面接による審査を行います。面接審査の時間及び場所等詳細については、別途、電子メールにて連絡し、面接審査への出席を求めます。

なお、応募者が1者の場合も、審査基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行います。評価の結果、最低基準点(選定委員会委員の持ち点合計の 60%)を超え、かつ、業務を委託することが適正であると認められる場合、受託候補者として選定することとします。

【面接審査の日程】

令和7年10月31日(金)

※時間等の詳細については別途お伝えいたします。

【面接の実施方法】

- ① 1提案者あたりの時間は30分とします。(説明15分、質疑15分。準備時間を含む。)
- ② パワーポイントの使用も可能としますが、本市が準備するものは、プロジェクターとスクリーンのみで、その他必要なもの及びセッティングについては各自でご用意等をお願いします。なお、発表用資料は、提案書の内容に沿った補足的なものとし、新たな提案内容や提出内容から変更する内容のものは認められませんのでご注意ください。
- ③ 法人等が特定される記述や表現は、全て避けてください。

10. 審査基準

次の事項について審査します。

- ① 契約期間内に仕様の運営指導の実施件数が実現できる業務スケジュールが立てられており、不合理な点等がないか。
- ② 対象業務の実施にかかる専門的な知識・ノウハウを保有し、業務を効果的・効率的に実施するための独自の工夫やアイデアとなっているか。
- ③ 人員配置、体制、労務管理、指揮命令について、具体的に記載されているか。
- ④ 安定した事業運営が可能か。
- ⑤ 募集要領「4. 募集する提案」の課題解決に資する提案について、具体的に記載されているか。
- ⑥ 適切な運営指導を実施し、介護保険サービスの質の確保及び介護給付費適正化のための工夫として、効果が期待出来るか。
- ⑦ コンプライアンスの推進や、個人情報及び情報資産の保護等にかかるリスクマネジメント、事故対応等にかかる考え方について適切かつ具体的に記載されているか。
- ⑧ 運営指導等業務の業務実績は十分にあるか。
- ⑨ 効率的に業務が実施でき、経費の削減につながるか。

第3号様式「業務提案書」に記載の各提案項目と上記の審査の視点との対応、及び配点(選定委員会委員1人あたり)は以下のとおりです。

提案項目	審査の視点	評価項目
1. 業務実施の体制 (配点 80 点)	①契約期間内に仕様の運営指導の実施件数が実現できる業務スケジュールが立てられており、不合理な点等がないか。	1-1 業務スケジュールの管理について
		1-2 業務の遂行について
	②対象業務の実施にかかる専門的な知識・ノウハウを保有し、提案内容において業務を効果的・効率的に実施するための独自の工夫やアイデアとなっているか。	1-3 専門的知識について
		1-4 ノウハウについて
		1-5 提案内容の工夫・独自性について
		1-6 業務マニュアルの作成について
	③人員配置、体制、労務管理、指揮命令について、具体的に記載されているか。	1-7 業務遂行に必要な指揮命令体制及び人員配置について
		1-8 従業員の勤務体制について
		1-9 業務経験者の配置について
	④従業者が必要な能力を習得することができ、安定した業務運営ができるか。	1-10 財務状況、資力等について
		1-11 従事者教育について
		1-12 従事者の確保体制について
2. 課題解決に資する提案 (配点 40 点)	⑤募集要領「4. 募集する提案」の課題解決に資する提案について、具体的に記載されているか。	2-1 業務の課題解決について
3. 期待できる効果 (配点 30 点)	⑥適切な運営指導を実施し、介護給付費適正化のための工夫として、効果が期待出来るか。	3-1 介護保険サービスの質の確保及び給付の適正化について
4. リスク対応 (配点 15 点)	⑦コンプライアンスの推進や、個人情報及び情報資産の保護等にかかるリスクマネジメント、事故対応等にかかる考え方について適切かつ具体的に記載されているか。	4-1 コンプライアンスについて
		4-2 リスクマネジメント(事故の未然防止・リスク低減策等)について
		4-3 事故対応について
5. 業務実績 (配点 20 点)	⑧運営指導業務の受託実績は十分にあるか。	5-1 運営指導業務等の受託実績について
6. 経費 (配点 15 点)	⑨提案金額の多寡	6-1 運営指導の実施予定件数も含め、妥当か

11. 審査結果の通知

受託候補者の決定については、諸手続き終了後、速やかに選定委員会による審査の参加者に通知します。また、受託候補者が何らかの理由により辞退又は失格となった場合は、次点提案者に対し連絡します。

12. 業務の実施

審査結果の通知後、福祉指導監査課より別途連絡します。原則として、提案いただいた業務内容を実施していただきますが、協議により修正する場合があります。

13. その他

(1) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・選定後、契約締結までに、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合
- ・八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合

(2) 契約締結について

- ①本業務に関する契約形態は、業務委託契約とします。
- ②契約保証金については、八尾市財務規則第120条に基づき納付を求めるとし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の5以上とします(契約保証金に代わる担保となる本市が認めた有価証券等でも可)。ただし、八尾市財務規則第122条第3号に該当するときは、契約保証金免除申請書の提出を受けただうで、契約保証金の納付を免除する。
- ③業務の履行にあたっては、第三者に再委託してはならないものとします。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではありません。また、情報の管理については、契約と同等の水準を確保することとします。
- ④上記の失格事項に該当した場合は、契約締結を行いません。

(3) 契約不履行等による業務の引継ぎについて

①業務履行期間開始前の引継ぎ

業務履行期間の始期から支障なく業務が実施できるよう、業務の引継ぎを必要に応じ、随時行うものとします。なお、引継ぎに係る必要な経費については、提案者の負担とします。

②業務履行期間中の引継ぎ

契約解除やその他の事情により、本市が業務を継続することが困難であると判断した場合は、契約期間中、本市が指定する者に対し、業務が継続して支障なく遂行できるよう円滑に業務の引継ぎを行うこととします。

③業務履行期間満了時の引継ぎ

業務履行期間満了後、次期受注者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引継ぎに協力するとともに、お互いに適正な引継ぎに努めることとします。

(4)その他留意事項

- ① 業務提案書等作成のために生じた諸費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出物は、返却しないものとし、また、当業務に係る提案募集の審査以外には使用しないこととします。
- ③ その他必要な事項は、選定委員会の審議を経て決定するものとします。

14. 問合せ先・書類の提出先

八尾市 健康福祉部 福祉指導監査課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

電話：072-924-9362

Mail: sidouk@city.yao.osaka.jp